

令和7年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合  
議会（定例会）会議録

令和7年11月7日（金）午後2時00分より、令和7年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1番 櫻沢 裕人	2番 池澤 敦	3番 金子ひとみ
4番 大和 雅彦	5番 原 隆夫	6番 森 亘

2. 欠席議員 0名

3. 出席説明者

管理 者	橋 本 弘 山	副 管理 者	山 崎 栄
教 育 長	儘 田 文 雄	代表監査委員	渡 辺 晃
会計管理者	早 野 正 博	事 務 局 長	田 中 智 文
給 食 課 長	田 島 等	庶 務 係 長	武 藤 道 浩
職 員 係 長	瀧 島 淳 介		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2 | 会期の決定について  |
| 日程第 3 | 認定第 1号 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出<br>決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて<br>〔令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育<br>児休業等に関する条例の一部を改正する条例 令<br>和7年9月30日専決〕 |
| 日程第 5 | 議案第15号 令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算  |

(第2号)

日程第 6 議案第16号 令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について

開会時刻 午後2時00分

○議長（森 亘） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（森 亘） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員各位のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきましても、深い御理解と御協力を賜っておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、組合の事務事業の状況についてですが、学校給食費に関しては、東京都が実施する「東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金」などを活用し、瑞穂町では令和6年4月から、羽村市では令和7年1月から、児童・生徒に対する学校給食費が完全無償化されました。

これを契機として、組合においては、学校給食法が目的とする「児童・生徒の健康な成長と、食に関する理解を深めるために、学校給食とそれを活用した食育を推進すること」が、より一層充実されるよう、引き続き適切な運営に努めてまいります。

総務省が発表した令和7年9月の全国消費者物価指数によると、総合指数は前年同月比で2.9パーセント上昇しており、特に食料は6.7パーセントの上昇と高い水準となっています。

この食料の物価高騰の要因としては、令和5年前半までは、ロシアによるウクライナ

侵略を契機とした原油や小麦の価格高騰、急激な円安進行など、海外情勢が主な要因でした。一方、令和6年以降は、原材料費、物流費、人件費の上昇など、国内情勢が主な要因となっています。

こうした物価高騰の影響を受け、給食用食材の価格も上昇しておりますが、様々な創意工夫を凝らし、食材費の抑制に努めるとともに、栄養バランスのとれた、安全・安心な学校給食の安定的な提供に取り組んでおります。

また、施設及び設備の維持管理につきましては、経年経過などの老朽化に伴い、施設の修繕、機器等の交換を行いました。今後も安定的な給食を提供するための設備の良好な維持管理に努めてまいります。

なお本日、組合から御提案申し上げます案件につきましては、「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」など4件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしく御審議の上、御認定、御決定をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(森 亘) 以上をもって、管理者の発言は終わりました。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程第1号」のとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、3番金子ひとみ議員、4番大和雅彦議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、本議会の議場については、登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。それでは、質問の通告がありますので、発言を許します。

1番櫻沢裕人議員。

○1番(櫻沢裕人) それでは、通告に従いまして1項目質問させていただきます。

食材費の高騰による学校給食への影響について。

羽村・瑞穂地区学校給食組合は、栄養バランスの取れた学校給食の安定的な提供や、物価高騰に応じた食材費の確保のため、令和6年度から学校給食費の改定を実施した。

しかし、昨今の急激な物価高騰などの影響により、改定の検討が行われた令和5年度当時と現在では、食材費に乖離が生じている。農林水産省によれば、令和7年9月における政府備蓄米などを含む米の販売価格は、令和5年10月と比較して約2倍に達した。また、令和7年8月分の消費者物価指数のうち、食料の指数は前年同月比で7.2パーセントの上昇となった。

このような社会情勢を踏まえ、食材費の高騰に対する組合の考え方や対応などについてご質問させていただきます。

- (1) 直近3年間で、組合の米の購入価格はどのように推移しているか
- (2) 食材費の抑制策として実施している取組は
- (3) 令和6年度以降の物価高騰を踏まえた更なる学校給食費の改定について、組合の見解は

以上で通告の質問を終わります。

○教育長(儘田文雄) 議長、教育長です。

○議長(森 亘) 儘田教育長。

○教育長(儘田文雄) 1番櫻沢裕人議員の御質問にお答えします。

御質問の「食材費の高騰による学校給食への影響について」の1点目、「直近3年間で、組合の米の購入価格はどのように推移しているか」についてですが、当給食センターにおいては、精白米の炊飯施設がないため、購入価格に炊飯加工費を上乗せしたもの購入しています。直近3年間の10月1日時点の価格の推移は、令和5年度はキログラム当たり税込みで306円、令和6年度は411円、令和7年度は705円であり、現時点で令和5年度との比較で約2.3倍となっています。

2点目、「食材費の抑制策として実施している取組は」についてですが、学校給食の主食における米飯の提供は、週平均で3.5日を確保するよう国から求められています。

前に述べたように、米の購入価格が高騰している中、白米より安価となる麦ご飯の提供回数を増やすことで、限られた財源の中で、国の求める週3.5日の提供を維持しています。

麦ご飯は白米に比べて、1食当たりのコストが小学校中学年では約3円、中学校では約5円ほど安価ですが、エネルギーやたんぱく質、カルシウムなどの栄養成分は、同等

又は、それ以上に含まれています。

そのほか、一つの料理で使用する食材については、高価なものを避け、比較的安価な食材に置き換える工夫をしています。

また、焼き魚や鶏のから揚げなどに使用する魚や肉の切り身のサイズを小さくするなど、栄養価が適正な範囲を満たすことを前提に、様々な工夫により、食材費の抑制を図っています。

3点目、「令和6年度以降の物価高騰を踏まえた更なる学校給食費の改定について、組合の見解は」についてですが、近年、原材料費や物流費の高騰を背景に、食品の価格改定が相次いでいます。特に、原材料の価格上昇や燃料費の高止まりが、企業のコスト負担を押し上げており、その影響が消費者価格にも波及しています。

加えて、人件費の上昇や円安の進行も、価格改定の要因となっており、食品業界全体で値上げの動きが広がっています。

こうした状況の下、給食用食材の価格上昇が顕著で、現時点の学校給食費では、栄養バランスのとれた給食の安定供給が厳しい状況となっております。

学校給食は、単に食事を提供するだけでなく、児童・生徒の適切な栄養摂取による健康増進、健全な食生活の習慣形成を図ることを目的としています。

議員も御存じのとおり、学校給食費を令和6年度に改定したところであります。しかしながら、このまま食材費の高騰が続ければ、現行の学校給食費では、給食の量や質を維持することが困難な状況となり、学校給食摂取基準を満たした給食の提供に限界がくるものと判断しています。

現在、児童・生徒の学校給食費は、東京都の補助制度を活用し、構成市町である羽村市及び瑞穂町から交付される補助金により、完全無償化されています。

このため、当組合としては、構成市町である羽村市及び瑞穂町に、この厳しい状況を説明し、学校給食費の増額に向けて協議していきたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○1番（櫻沢裕人） 議長、櫻沢です。

○議長（森 亘） 1番櫻沢裕人議員。

○1番（櫻沢裕人） それでは、再質問をさせていただきます。

まず（2）の部分ですね。様々な創意工夫によって、決められた価格の中でおいしい給食を提供していらっしゃるということがよく分かりました。ありがとうございます。

職員の皆様におかれましては、その努力に感謝を申し上げるところです。

保護者の方は、最近のお米のことだったり、食材費のこと非常に敏感です。

私も相談を受けたことが何度かありました。

例えば、今ご答弁にもありましたとおり、麦ご飯について、最近は麦ご飯の回数が非常に増えたと把握しております。もちろん、今ご答弁あったとおり、白米から麦ご飯に変更しても定められた栄養価クリアしていますし、以前、試食したときも味や食感には全く問題がなく、とてもおいしくいただきました。保護者の方においてもその点はご理解いただいているところなんですかけれども、やはり同時に一抹の不安を拭えないといった印象を受けました。そこで、今ご答弁いただいたような社会の動向だったり、あとは組合の取組などについても、給食だよりだったり、あとは献立表など、そういうしたものを通じて、子どもや保護者に伝えていくということも重要なと思いますし、それが学校給食法の定める目標にもかなうのかなとは思うんですけれども、その点はいかがお考えか、お伺いいたします。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(森 亘) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) 昨今の物価高に応じた食材費の高騰に伴って、給食組合で給食を提供するにあたって、やはり米の価格だったり、それ以外のものも全て物価が上昇しますので、食材費がもう右肩上がりで上昇しているのが実態でございます。

先ほど、教育長から答弁申し上げましたが、給食組合でも様々な創意工夫を図りながら、適切な栄養価を満たすことと同時に、できる限りでも、食育に応えるような形の献立の創意工夫も行っているのが実態でございます。

今、櫻沢議員からご質問がありました、給食だより等にその辺の細かい工夫というのはまだ周知は行ってないんですけど、実際にその辺も今現状で厳しいというのは、実態でありますので、その辺も保護者の方には理解していただくのは大変重要なことと考えていますので、今後、給食だより等を通じて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番(櫻沢裕人) 議長、櫻沢です。

○議長(森 亘) 1番櫻沢裕人議員。

○1番(櫻沢裕人) ありがとうございます。

(3)のところで再質問させていただきます。他県の例なんですけれども、物価高騰

を受けてデザートの提供回数が減少したといった報道もありました。今は職員の皆様が知恵を絞って対応してくださっているという状況であると理解しておりますが、物価上昇は今後も続していくのかなと捉えております。羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会からは、昨今の状況を踏まえたさらなる給食費の改定について話が出ているのかどうか、そのあたりをお伺いします。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(森 亘) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) 運営審議会の構成ですが、羽村と瑞穂の各小・中学校のPTA代表それぞれ1名と、あとはそれぞれの校長会から推薦でお二人ずつ委員となっていただいて、そのほかに学識経験者として羽村・瑞穂から1人ずつ、そういう構成でございます。実際に今年度入ってからは2回会議を開催しています。4月と9月。実際にその中で、物価高騰もあって給食費を値上げすべきじゃないかという直接的な声はその中ではいただいていません。ただ、地場産野菜をどう使っているとか、そういう日々の運営についてはご質問いただいてますが、直接的に改定をすべきだと、そういうお話はその中ではいただいていません。

○1番(櫻沢裕人) 議長、櫻沢です。

○議長(森 亘) 1番櫻沢裕人議員。

○1番(櫻沢裕人) 分かりました。

あと、最後になるんですけども、先ほどちょっとご答弁もいただいていたところでもあるんですが、学校給食というのは栄養を摂取する機会だけでなく、学校給食法に定める多くの目標を達成するためにあると考えております。そうした点を考慮すれば、今回の一般質問の三点目のお答えだけでは、やはりこれらの目標というのは達成できなくなるおそれがあると思っております。今は瑞穂町も羽村市も給食費無償化していますので、給食費の改定イコール市と町の財政負担増ということになりますて、先ほどご答弁もあったとおりです。ただ、学校給食が引き続き安定して提供されるよう、常に給食の現場と、あとは市場価格に目を光させていただきて、給食費の適正価格について、こちらは常にご検討いただきたいと思っているんですが、この点、組合の考え方、再度お伺いして終わりたいと思います。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(森 亘) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) 直近で申しますと、令和6年4月に給食費を改定しています。1年半ちょっと過ぎた程度になりますが、その当時と直近の令和7年の10月になるんですが、そこでの給食費の占める食材費には、主食、牛乳、副食の割合というのを試算していました、令和6年4月改定直後になるんですが、その時点で小学校中学年につきましては、1食当たり280円になります。そのうち、主食にかける費用というのが40.45円、率にして14.4パーセント、牛乳については67.68円、率にして24.2パーセント、副食に関しては171.87円、率にして61.4パーセントとなります。

一方で、直近の令和7年10月になりますが、同じく給食単価280円になります。主食については66.10円、率にして23.6パーセント。令和6年4月と占める割合の上昇率が9.2ポイントの上昇になります。牛乳につきましては69.60円、率にして24.9パーセント。副食に関しては144.3円になります。率にして51.5パーセント。こちらも令和6年4月と占める割合、減少率にしますと9.9ポイントの減少となります。これは小学校の中学年になります。

中学校も参考に申し上げますが、令和5年4月につきましては、単価が340円になります。主食が52.78円、率にして15.5パーセントになります。牛乳が67.68円、率にして19.9パーセント。副食が219.54円、率にして64.6パーセントになります。一方で、令和7年10月、直近になりますが、主食が87.45円、占める割合ですが25.7パーセント。上昇率については主食が10.2ポイントの上昇になります。牛乳については69.6円になりまして、率は20.5パーセント。副食は182.95円で、率にしますと53.8パーセント。これは減少率になりますが10.8ポイントの減少となります。

このように、改定した直後から比べますと、1食にかかる主食の価格上昇が顕著であることがお分かりいただけると思います。一方では、副食の割合が減少していることが分かると思います。この副食が減少するということは何を示すかというと、副食というのはおかずの部分になりますて、いわゆる主菜、副菜、汁物とか、デザートまで含むものが副菜の価格の中で、創意工夫して作る形になります。これだけ物価上昇が上がってきますと、それだけ副食にかける費用が圧迫されてきますので、いろんな食材を使うというのも、学校給食の役割ですし、先ほど櫻沢議員が申しましたけど、生きた教材じゃないんですけど、それ以外の食育部分の要素も大変重要な要素としてありますので、単に

昼食を提供するというだけではありませんので、その中で創意工夫をいろんなことをしながらしていかないといけないというのが実態であります。ただ、適正価格は、この金額にすればいいというのは、やはり高くすれば良いには決まってるんですけど、やはり今の現状としては、羽村市と瑞穂町が東京都の補助制度を活用した補助金によって完全無償化されていますので、その中でできる限り、現在、両方の市と町で予算計上の作業をやっている段階だと思いますので、その中で教育長が答弁したように、給食組合の厳しい状況を説明しながら、給食費の増額ができる限りしたいと考えています。その目安として、東京都の補助金のそれぞれ小学校低学年、中学年、高学年、中学校の1食当たりの補助単価の上限というのがありますので、その中で収まるような形で増額できればと給食組合は考えています。

以上です。

○議長(森 亘) これをもちまして、一般質問を終わります。

しばらく、休憩といたします。再開は2時30分開始といたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長(森 亘) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、認定第1号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(森 亘) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額5億8千286万582円、歳出総額5億5千681万266円、歳入歳出差引残額2千605万316円が、翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものは、羽村市及び瑞穂町からの分賦金が、4億161万8千円で、歳入総額の68.90パーセントを占めております。

次に、前年度繰越金は、1千787万6千711円で、3.07パーセントです。

次に、諸収入は、1億6千336万5千871円で28.03パーセントとなっています。

次に、歳出ですが、議会費は、61万45円で、歳出総額の0.11パーセントを占め、事務所費は、9千854万1千825円で、歳出総額の17.70パーセントを占め、教育費が、4億5千765万8千396円で、歳出総額の82.19パーセントとなっています。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願いいたします。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(森 亘) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) それでは、認定第1号令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部につきましてご説明いたします。

決算書の8ページからの事項別明細書でご説明いたしますので、お手数ですが、お開きいただければと思います。

初めに、歳入です。第1款分賦金の、収入済額は4億161万8千円で、前年度と比較して、2千632万6千円の増額です。増額の主な要因は、令和6年度の歳入予算額の繰越金等が973万3千円減額しており、一方、歳出予算額が1千659万3千円増額したことによるものです。

次に、第2款の繰越金の収入済額は、1千787万6千711円となり、前年度と比較して、618万5千238円の減額です。

次に、第3款の諸収入の収入済額は、1億6千336万5千871円で、前年度と比較して1億4千108万2千630円の増額です。増額の主な要因については、令和6年度は、学校給食費の無償化に伴い、構成市町から交付を受けた補助金1億6千287万円8千759円などの増加によるものです。

以上、歳入の、収入済額の合計は5億8千286万582円です。収入済額は前年度比1億6千122万3千392円、38.24パーセントの増加となっております。

次に、歳出について説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

初めに、第1款議会費の支出済額は61万45円で、支出の構成比率は0.11パーセントです。歳出の主なものは、議員報酬などです。

次に、第2款事務所費の支出済額は9千854万1千825円で、支出の構成比率は17.70パーセントです。

まず、第1項、組合事務所費ですが、支出済額は9千848万6千825円で、支出の主なものは、正副管理者及び事務職員の人事費、施設や設備の維持管理に係る経費です。なお、不用額の主な理由ですが、1報酬については、勤務実績が当初の見込みより少なかったこと、2給料の一般職給料は、部分休業の取得に伴うもの、3職員手当等は、時間外勤務実績が、当初の見込みより少なかったこと、4共済費は、職員共済組合負担金の基礎年金拠出金に係る公的負担金率が年度途中に引き下げられたことなどによるものです。

14ページ、15ページをお開きください。

第2項監査委員費ですが、支出済額は5万5千円で、監査委員2名の報酬です。

次に、第3款教育費です。支出済額は4億5千765万8千396円で、支出済額の構成比率は8.2. 19パーセントです。まず、第1項教育総務費の第1目教育委員会費ですが、支出済額は15万7千696円で、主なものは、教育委員会委員への報酬です。

次に、第2項保健体育費ですが、支出済額は4億5千750万700円です。第1目学校給食費の支出済額は4億5千750万700円です。主な内訳ですが、1報酬は、支出済額が4千170万5千696円で、運営審議会委員及び会計年度任用職員の報酬です。不用額の主な理由は、会計年度任用職員の勤務実績が当初の見込みより少なかったことなどによるものです。

16ページ、17ページをお開きください。

10需用費の、支出済額は7千93万7千403円で、給食用の食器皿などの消耗品、重油代、電気・ガス・水道料などの光熱水費のほか、施設及び備品修繕費等です。なお、不要額の主な理由は、当初予算で見込んでいた光熱水費の使用量や契約単価が減少したことによるものです。

次に、11役務費ですが、支出済額が118万1千685円で、検便手数料、食品検査手数料などです。なお、不用額の主な理由は、予算で見込んでいた調理員派遣業務において、調理員を募集したところ、応募がなく、予算の執行がなかったことなどによるものです。

次に、12委託料ですが、支出済額が6千75万6千590円で、施設の維持管理、給食事業にかかる業務の委託料等です。なお、不用額の主な理由は、委託料の契約金額が予算積算の見積もりより減少したことなどによります。

17備品購入費は、支出済額が2千244万3千953円で、主なものは、第1セン

ターでは、平成10年度に購入した消毒保管機(食缶用)2台の交換、平成13年度に購入したフードザイサー1台の買換え、第2センターでは、平成9年度に購入した消毒保管機(プラスケット用)1台の交換、平成12年度に購入した蒸気回転釜2台の交換を行い、経年劣化による不具合の発生頻度の増加や、年数経過による修繕部品の製造中止などに対応するために買換えたものです。

18負担金補助及び交付金は、支出済額が1億6千288万3千759円で、主なものは、学校給食用食材料購入費補助金です。なお、不用額の主な理由は、学校給食用食材料購入費補助金について、当初予算で見込んでいた児童・生徒数が実績よりも少なかつたことなどによるものです。

18ページ、19ページをお開きください。

次に、第2目施設整備費ですが、本年度は該当する工事がなく、支出はございませんでした。

次に、第4款公債費の当初予算額は1千円で、支出はございませんでした。

次に、第5款予備費ですが、当初予算額が200万円、補正予算で387万8千円を増額し、予算現額は587万8千円です。充用はございませんでした。

以上、歳出の支出済額合計は、5億5千681万266円です。支出済額は前年度比1億5千304万9千787円、37.91パーセントの増加となっております。

20ページを御覧ください。

令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書です。歳入総額が、5億8千286万582円、歳出総額が5億5千681万266円、歳入歳出差引額が2千605万316円、実質収支も同額です。

次に、22ページ、23ページをお開きください。財産に関する調書です。決算年度中のこれらについての増減はございませんでした。

最後に、24ページをお開きください。物品関係の調書です。決算年度中の増減につきましては、記載のとおりです。

以上で、令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

○議長(森 亘) これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。

○代表監査委員(渡辺晃) 議長、監査委員です。

○議長(森 亘) 渡辺晃代表監査委員。

○代表監査委員(渡辺晃) 令和6年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月6日、午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室において、原監査委員とともに、管理者、事務局長、会計管理者、その他関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出された決算書類が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また、決算の計数等に誤りがないかを確認するとともに、予算の執行について、効率的に執行されているかなどにつきまして、関係諸帳簿及び証書類との照合を中心に、実施いたしました。

その結果、審査に付された令和6年度決算書類は、地方自治法その他関係法令に準じて作成されており、諸帳簿等照合の結果、計数に誤りはなく、証書類の保管も適正であることを確認いたしました。

その審査の結果を踏まえまして、審査意見でございますが、令和6年度において、給食センターの最重要課題である衛生管理については、組織的に十分に徹底されており、食中毒等の重大な事故もなく、安全・安心な学校給食の提供が適切に遂行されたものと評価したところでございます。

今後も、学校給食法、学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準等に準拠し、児童・生徒の心身の健全な発達に資する学校給食の運営に、引き続き鋭意取り組んでいただきたいと思います。

また、東京都が実施する東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金などの活用により、瑞穂町では令和6年4月から、羽村市では令和7年1月から児童・生徒に対する学校給食費が完全無償化されました。これをひとつの契機として、食育の推進にも積極的に取り組み、安全・安心な給食の提供を通じて、教育的効果の高い、学校給食の実現をめざしていくことを期待するところであります。

最後に、給食センターの施設・設備については、経年劣化が著しい状況にありますが、今後とも機器のメンテナンスや更新を適切に行い、給食提供施設としての機能を十分に発揮できるよう、創意工夫を凝らしながら維持管理に努めていただきたいと思います。

以上、令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長(森 亘) 以上をもって監査委員の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○4番(大和雅彦) 議長、大和です。

○議長(森 亘) 大和雅彦議員。

○4番(大和雅彦) 3点お伺いします。

まず、1点目。17ページ、12委託料、04その他、この残渣収集運搬委託料及び、その下の野菜くず再資源化収集運搬、こちらは負担者が各学校を回って集めて、そして、それを処分するために、また処分場のほうへ運搬する、その処分の費用も含めているかと思うんですけども、その処分、この間のお話で、茨城のほうまで行って、処分場がそこしかないということを伺ったんですけど、そこら辺、もうちょっと東京都とか近隣の処理施設がないものなのか、その辺をお伺いします。

2点目、24ページ、財産に関する調査、物品の上限、こちら決算年度を見ますと、5項目、サーバー費、シュレッダー、溶接機、高圧洗浄機、移動式貯留タンク、こちらのほうが減となっており、なおかつ現在ゼロということで、なくなっています。この辺の事情の説明を求めます。それで大丈夫なのかとかいうこと、お伺いします。

3点目、事務報告書の30ページ。地場産野菜等の利用促進。こちらのほうを見ますと、令和6年、5年、4年と、地場産野菜使用率がどんどん減ってきています。4年度が47.19、5年度が38.86、6年度が38.53と使用率が下がってきております。この利用促進という項目にちょっと増やしていきたいと思っているところで、努力されているんでしょうが、地場産使用率がどんどん下がってしまっているのか、その辺の事情をお聞きしたい。

以上、3点です。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(森 亘) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) まずは決算書の17ページの残渣の関係ですが、これの委託料について、残渣も調理前の野菜くずもそうなんですが、こちらが処分費までの委託料ではなく、リサイクル施設までの運搬費用です。あくまで運搬費用ですので、条件としては、リサイクルすることを条件として運搬することということで契約をしていますので、実態としては、残渣については、月水金が西東京リサイクルセンター、羽村市内にあるバイオマス発電の原料として残渣については、そちらに運んで処分をしています。残る火

曜日、木曜日については、武蔵村山市にある、堆肥化する工場なんですが、そちらのほうに運んで、堆肥化をしています。野菜くずについては、1週間全部堆肥化、武蔵村山市の堆肥化する工場に運んで、堆肥化しています。

以上のとおり、堆肥化するとか、バイオマス発電するとか、その経費については、この委託料の中には入っていませんが、そこまで運搬する費用を委託しています。茨城とかそういう遠方には運搬していないです。

以上です。

○給食課長（田島等）議長、給食課長です。

○議長（森亘）田島給食課長。

○給食課長（田島等）2点目と3点目についてお答えいたします。

物品の数でございますけども、決算年度で現在ゼロになっているということで、サーバー、シュレッダー等、こちらにつきましては、実際に給食センターの中で、こういったものを過去にはあったと思うんですけど、現場を確認したらちょっとその物が見つからないということで、現時点、相当古い時代に記録していたもので、どういった形でなくなったのかというのはちょっとまだ分かっていないんですけど、現時点ではもう存在しないということで、今現在の在庫数といいますか、物自体がゼロということで表記させていただいております。

それと、3点目についてですけども、地場産野菜、こちらについては、令和4年度が47パーセント、令和5年度が38パーセント、令和6年度も38パーセントということでおよそ若干は下がっているんですけども、これは給食の食材を選定する中で、地場産の野菜というのは、ほぼ一定の割合で発注をかけています。それは大体50パーセントから55パーセントぐらい、発注をかけておるんですけども、近年のこの夏場の酷暑によって、生産者からキャンセルがあって、その数はちょっと納品できないというような状況が多々あります、実際に50%以上の発注はかけているんですけども、生産者から届く地場産野菜、これを使用した記録が38%という状況になってございます。ですので、発注する数自体は落ちておりませんので、その辺は地場産野菜を組合としては積極的に使っているという判断をしています。

以上です。

○4番（大和雅彦）議長、大和です。

○議長（森亘）大和雅彦議員。

○4番（大和雅彦） 物品の増減についてですが、今、説明があったのはサーバー機とシェレッダーについて、相当古いもので存在が認めないということで、そういうこともあるんでしょうが、あとほかの溶接機、高圧洗浄機、移動式貯留タンク、こちらもゼロになつておりますが、こちらについてもなかつたんでしょうか。

○給食課長（田島等） 議長、給食課長です。

○議長（森 亘） 田島給食課長。

○給食課長（田島等） 先ほど申し上げたとおり、現在もう存在しないということ、今おっしゃられたものも存在しないということなんんですけど、おそらくですけど、もう古いものはその場で処分、利用したものが処分した記録が要は残ってないというのが、おそらく実情だと思うんですね。その辺がまだ職員ももう入れ替わっている中で、その辺の記録がちょっと探せないというのが実情です。業務には影響ございません。

以上です。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（森 亘） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） この物品については、ここでちゃんと確認して精査するよう、私が指示を出したところなので、実際に給食課長が申し立とおり、現時点で存在していないもの、かなりあって、そういうものは実態に合わせて消したというのは事実でございます。

以上です。

○4番（大和雅彦） 議長、大和です。

○議長（森 亘） 大和雅彦議員。

○4番（大和雅彦） 相当古いものということで、こういった検査は毎年とか定期的に、毎年のように行つていれば、そんな古いものであろうと、何年まではあったということは確認できるんですが、その辺はちょっと理解できませんので。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（森 亘） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 議員おっしゃるとおり、廃棄したときにこれを反映すれば問題ないんですが、それが反映されてなかつたというのが実態でございます。それがいつの時点で廃棄されたのかというのは、近年であればすぐ分かるんですけど、もうさかのぼつて何年前とちょっと記録にはないもので、それは分からぬ。

これらの物品については、運営上なくても支障がありませんので、特に実態に合わせて、それを削ったから運営に支障が出るとか、そういうことではございません。

以上です。

○議長(森 亘) 他にございませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより認定第1号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合最終歳出決算の認定について」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

しばらく休憩といたします。再開は3時開始といたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長(森 亘) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、議案第14号「専決処分の承認を求めるについて[羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 令和7年9月30日専決]」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(森 亘) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第14号「専決処分の承認を求めるについて[羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 令和7年9月30日専決]」につきまして、御説明いたします。

本案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきました。

のことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容ですが、部分休業の現行の取得形態に新たな形態を加えるほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を定めるものであります。なお、この条例は令和7年10月1日から施行したものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(森 亘) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) それでは、議案第14号の細部について説明いたします。

議案第14号資料の1ページを御覧ください。

第9条の2は、部分休業をすることができない職員に関する規定です。部分休業制度の拡充に伴い、非常勤職員について、勤務日ごとの勤務時間に関わらず、部分休業を取得できるようになることに伴い、条文を整理するものです。

第10条は、部分休業制度の拡充に伴い、従前の形態の部分休業を「第1号部分休業」として規定した上で、一日につき2時間を超えない範囲内で取得することができる部分休業の承認について規定するものです。また、勤務時間の始め又は終わりに限定していた取得制限を削除するものです。第10条の2は、新たな形態の部分休業を「第2号部分休業」とした上で、その承認について規定するものです。第10条の3は、部分休業を請求する一年の期間を、4月1日から翌年3月31日までと定めるものです。第10条の4は、「第2号部分休業」の取得可能な時間数を、一年につき10日相当の勤務時間と定めるものです。第10条の5は、取得を申し出た部分休業の形態を変更できる特別の事情を定めるものです。

第11条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いについて、制度の拡充に伴い、条文を整理するものです。

第12条は、部分休業の承認の取消事由について、制度の拡充に伴い、条文を整理するものです。

第13条は、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等に関する規定です。仕事と育児の両立を支援する制度について、対象職員に知らせるための措置及び利用の意向を確認するための措置を新たに規定するものです。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

○議長(森 亘) これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。これより質疑に

入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号「専決処分の承認を求めるについて[羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 令和7年9月30日専決]」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第15号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号)」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(森 亘) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号)」につきまして、御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、1千605万円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、7億2千13万6千円とするものであります。

補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

補正の内容ですが、歳入では、繰越金について、1千605万円を増額するものです。これは、前年度決算額の確定により繰越すものです。

次に、補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

歳出ですが、事務所費の組合事務所費は、169万6千円を増額し、1億274万7千円とするものです。これは、組合事務所費の一般管理費のうち、人事異動に伴い、職員手当等に124万7千円を増額し、共済費に44万9千円を増額するものです。

次に、教育費の保健体育費は、24万3千円を増額し6億2万円とするものです。これは、保健体育費の学校給食費のうち、備品購入費に調理場内の熱中症対策として、スポットクーラーを第1給食センター及び第2給食センターにそれぞれ1台購入するた

め、増額するものです。

予備費については、1千411万1千円を増額するものです。これは、歳出総額の調整のため、増額するものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願ひいたします。

○議長(森 亘) これをもって提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号「羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号)」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第7、議案第16号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(森 亘) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきまして、御説明いたします。

お手元に配付しております議案第16号資料を御覧ください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの「分賦金」の割合につきましては、5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。このことから、当初予算策定時に推計した児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は57人の減少で3千688人、瑞穂町の児童・生徒数は5人の減少で2千119人、合計では62人の減少で5千807人となりました。

したがいまして、変更後の「分賦金」を、羽村市は2億5千583万円、負担割合が

63.51パーセント、瑞穂町は1億4千698万8千円、負担割合が36.49パーセントに変更させていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願ひいたします。

○議長(森 亘) これをもって提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」についての件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 亘) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後 3時10分 閉会